

トピックス

- I. フィリピン第 11 次ネガティブリストの公表
- II. ベトナム国営企業民営化及び投資に関する最新実務動向
- III. シンガポールの統合倒産法の成立

2018 年
11 月号

I. フィリピン第 11 次ネガティブリストの公表

執筆者: 佐藤 正孝、Michelle Marie F. Villarica

フィリピンでは、2018 年 10 月 29 日付けの Executive Order No.65 により、外資規制の対象となる事業と外資出資比率をリストアップした第 11 次ネガティブリストが公布され、同年 11 月 16 日から施行されることとなりました。

ドゥテルテ大統領は、大統領選の直後から大幅な外資規制の緩和を示唆しており、第 11 次ネガティブリストの発表には大きな注目が集まっていたが、今回発表された第 11 次ネガティブリストによる外資規制の緩和は、多くの外国企業が期待していた重要産業ではなく、外資企業が参入したとしてもフィリピンの国内市場に影響を及ぼさない事業分野にとどまっています。外資規制緩和の方向性が維持されている点は評価できるものの、より迅速かつ実効性のある外資規制の緩和を期待したいところです。

今回は、注目されていた小売業の取り扱いの現状と第 11 次ネガティブリストにおいて新たに外資規制が緩和された点について、簡単にご紹介します。

1. 教育事業

所定の専門知識を要する分野を除き、大学等の高等教育機関で外国人講師が授業を行うことが可能となりました。また、正式な教育制度を構成しない、短期間のスキル開発を目的とした教育事業も外国企業に解放されました。この結果、例えば、外国企業が自社の開発又は販売する製品又はソフトウェア等のより効果的な利用方法等をユーザー向けにレクチャーすることをビジネスの一環として行うことが可能となりました。

2. 公共事業

従前、国又は地方自治体による公共事業(BOT 法に基づくもの、又は外国資本により資金調達が行なわれる公共事業を除きます)を行う会社に対する外国投資家の出資比率の上限は 25%以下とされていましたが、第 11 次ネガティブリストにより、外国投資家の出資比率の上限が 40%にまで引き上げられました。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

3. 無線通信事業

従前、無線通信事業を行う会社に対する外国投資家の出資比率の上限は 20%以下とされていましたが、第 11 次ネガティブリストにより、外国投資家の出資比率の上限が 40%にまで引き上げられました。

4. 小売業

外国企業がフィリピンにおいて小売業を行う子会社を設立する場合、払込資本金が 250 万米ドル以上であること、及び 1 店舗当たりの投資額が 83 万米ドル以上であること、という規制が課せられており、これらの規制が外国企業による小売業への参入の障壁となっていました。第 11 次ネガティブリストの公表前は、上記の小売業に関する外資規制が大幅に緩和されるのではないか、という期待が非常に高まっていたのですが、結局、小売業の規制は維持されており、緩和されるには至りませんでした。

もともと、フィリピン経済開発庁(National Economic Development Authority)に対して、小売業を含む 8 つの事業分野における外資規制の緩和の検討を指示した Memorandum Order No.16(2017 年 11 月)は現在も有効とされています。今のところ大きな進展はありませんが、小売業の外資規制を規定する法令(Retail Trade Liberalization Act)の改正案も審議されています。当該改正案では、上記の払込資本金及び 1 店舗当たりの投資額の規制が撤廃されることが提案されており、今回の第 11 次ネガティブリストの発表により、小売業に関する外資規制の緩和の可能性が完全に否定されたわけではありません。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014 年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



ミシェル マリエ F ヴィラリカ
Michelle Marie F. Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー

michelle.villarica@jurists.jp

2011年にアテネオ・デ・マニラ大学ロースクール卒業(J.D.)。2012年にフィリピン弁護士登録。2016年英国スコットランドのエディンバラ大学ロースクールでLL.M.を取得。2017年にシンガポール外国法弁護士登録。西村あさひ法律事務所に参加前は、フィリピンマニラ所在の法律事務所に勤務し、M&A、プロジェクト開発案件に関与。現在、M&A、合併会社および一般企業法務等にも従事している。

Ⅱ. ベトナム国営企業民営化及び投資に関する最新実務動向

執筆者: 廣澤 太郎

1. はじめに

ベトナムでは、その好調な経済成長率を背景に諸外国からの投資が引き続き堅調になされており、また日本企業による投資も引き続き活発です。とりわけ、ベトナムでは、依然として国営企業が経済に占める割合は大きいのですが、実際には、国営企業の非効率な経営が更なる経済成長の障害となっているとの指摘も少なくありません。

そこで、ベトナム政府は、国営企業の株式を外国の投資家に売却する(いわゆる民営化)ことによって外国投資を呼び込み、その技術や経営に関するノウハウを取り込んで国営企業の経営効率を高めようとしています。そのような背景から、技術力・経営力のある日本企業に対しては、ベトナム政府からの国営企業への投資家の候補として期待されている状況にあります。

国営企業の民営化の動きを加速するため、ベトナムでは、近時、重要な法令改正や政府決定が相次いでいますが、民間企業への投資とは異なる法規制も多く、日本企業が実際に投資を行うに当たっては、様々な留意点が存在します。本稿ではその一端を解説します。

2. 「国営企業」という用語の概念整理と「株式化」手続の概要

ベトナム国営企業への投資における文脈での一般論として、「国営企業」という単語は、次の①②の二つのいずれの意味においても用いられますが、本稿では、次の通り用語を使い分けることにします。①と②とは、投資の際の法規制において異なる点が多いためです。(ベトナム企業法においては、①の類型のみが「国営企業」と定義されていますが、実際のところ、日本を含む諸外国の投資家は、②の類型の企業への投資を検討するケースが圧倒的に多いと思われます。)

- | |
|---|
| ① 「株式化」手続の完了前、政府出資比率が100%の企業＝「 国営企業 」 |
| ② 「株式化」手続の完了後、政府出資比率が過半数以上を占める企業＝「 元国営企業 」 |

上記の①と②の分類の基準となる「株式化」手続は、ベトナム国営企業に特有の用語です。概要、「政府100%出資の株式会社とは異なる会社形態から、企業価値算定などを経て、外部の投資家への株式売却、株式会社への組織変更が行われる一連の手続」を意味しています。

株式化の手続の概要は以下のとおりであり、開始から完了までには時間を要し、年単位であることも多くあります

<株式化の手続の概要>

- | |
|--|
| ① 株式化及び株式処分を承認する旨の首相決定 |
| ② 所管官庁による「株式化委員会(Steering Committee)」の設置 |
| ③ 企業価値算定機関による価値評価 |
| ④ 首相又は所管官庁の代表等による株式化計画の内容決定 |
| ⑤ 戦略的投資家の募集及び決定 |
| ⑥ 一般投資家向けの公開入札(「IPO」と呼称される)、戦略的投資家への株式売却(戦略的投資家が選定された場合) |
| ⑦ 第一回株主総会開催(定款の承認)、株式会社としての事業登録、資産の引き渡し(⑦をもって「株式化」が完了したとされる) |
| ⑧ VSD(ベトナム証券保管振替)への登録完了、Upcom市場への登録申請 |

⑨ ハノイ・ホーチミン証券取引所への上場

3. 「戦略的投資家」の意義

国営企業への投資、元国営企業への投資のいずれにおいても、「戦略的投資家(Strategic Investor)」という単語がよく使われます。

よく誤解されますが、法的には、「戦略的投資家」とは、国営企業への投資の場面においてのみ用いられ、元国営企業への投資の場面では用いられません。「戦略的投資家」に該当する場合、株式化対象企業が事業登録を終えてから少なくとも3年間は株式を譲渡しないこと(=3年間のロックアップ期間)、新技術、人材育成、財政・ガバナンス支援、資材調達、市場開拓に関する支援計画を提出、といった義務が課されます。

なお、下記4で説明する政令126号により、「戦略的投資家」は、「政府による株式の過半保有が認められた業種」にのみ存在する旨が定められています。

4. 近時の重要法令/政府決定

近時の国営企業及び元国営企業に関連する重要な政令、通達、首相決定のうち、主要なものは次のとおりです。

<近時の重要法令改正/政府決定>

① 首相決定 58号 (2016年12月28日公布)	国営企業の株式売却に関する計画を定めており、240社の国営企業がリストアップされ、それぞれにつき、2020年までに政府の出資比率を何%まで引き下げるのか、具体的に示しています。すなわち、103社については引き続き100%を保有する計画である一方、4社は65%超100%未満、27社は50%超65%未満、106社は50%未満に引き下げる計画であるとされています。
② 首相決定 1232号 (2017年8月17日公布)	元国営企業の政府保有株式処分の具体的な計画(添付されているリストには、合計406社それぞれの最低株式売却割合や売却完了時期などが記載)、及びその実行促進を目的とした進捗管理(各所管官庁による四半期ごとの報告等)等について定めています。
③ 政令 126号 (2017年11月16日公布)	国営企業の株式化に関して、株式化の具体的手続、株式化を行うことができる国営企業の要件、戦略的投資家の要件や選定手続、企業価値評価の手法などについて、新しいルールを定めるものです。
④ 政令 32号 (2018年3月8日公布)	元国営企業のベトナム政府保有株式の売却に関して、公開入札の要否や最低譲渡価格などについての新しいルールを定めるものです。
⑤ 通達 83号 (2018年8月30日公布)	主要な国営企業及び元国営企業の代表権限を、所管官庁から国家投資公社(SCIC)に移管することを定めており、下記の⑥政令131号の施行と合わせ、主要な国営企業及び元国営企業のコントロールが「国家資本の管理に関する委員会」に移管されることとなります。
⑥ 政令 131号 (2018年9月29日公布)	首相が選任する委員長のもと「国家資本の管理に関する委員会」を設立されること及び、国家投資公社(SCIC)をはじめとする19の主要な国営企業及び元国営企業の代表権限が同委員会に移管されることを定めています。

以上の各政令、通達、首相決定は、概要、以下の通り理解されるものと思われます。

- ①② … 政府が個社名を挙げて、政府保有株式の売却計画(ロードマップ)を具体的に定めるものです。
- ③④ … 政府が保有株式を売却する際の手続やルールを定めるものです(詳細は5にて後述)。
- ⑤⑥ … 主要な国営企業及び元国営企業のコントロールを、(国家投資公社(SCIC)経由で)「国家資本の管理に関する委員会」に移管することで国営企業の民営化を加速させることを目的としています。

5. 国営企業及び元国営企業への投資に関する法制面での留意点

国営企業や元国営企業への株式投資を検討するうえで留意すべき規制は数多くありますが、その代表的なものが、(1)売却方法についての規制(公開入札手続の適用の有無)、及び(2)最低譲渡価格規制です。

(1) 公開入札の適用の要否

国営企業の株式取得	元国営企業の株式取得
<p>【一般原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開入札(ベトナムでは「IPO」と呼称されます)、引受、相対取引、ブックビルディングの四種類が規定。 <p>※ 実例としては、公開入札で行われている例がほとんど。</p> <p>【戦略投資家向けの売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開入札の後、戦略的投資家に限定した入札(不成立の場合は相対交渉)が実施。 	<p>【上場株式、UPCOM 市場登録株式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場内での売却又は市場外での売却。 <p>※ 市場内の売却の場合、いわゆる”put-through method”を利用することにより実質的な相対売買は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場外の売却の場合には、①公開入札、②Competitive Bid、③相対取引、の三種類が定められており、①→②→③の順に、それぞれの方法が不成立の場合に実施。 <p>【未上場株式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の市場外売却の方法による。

(2) 株式売却価格規制

国営企業の株式取得	元国営企業の株式取得
<p>【一般原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式価値評価機関が選任され、(一般投資家向けに行われる)公開入札の開始価格が決定。 <p>【戦略的投資家向けの売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的投資家向けのオークションの入札開始価格は公開入札の平均落札価格を下回ってはならず、相対取引で株式を取得する場合も同価格を下回ってはならない。 	<p>【上場株式、UPCOM 市場登録株式】</p> <p>「株式評価機関の株式評価額」と「売却公表日の直近 30 日の平均株価」の高い方を、「最低価格」とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場売却の場合、当日の証券取引所の取引可能価格帯の範囲内かつ、「最低価格」以上で行われる必要あり(前日の終値の、ホーチミンの場合±7%、ハノイの場合±10%、Upcom の場合±15%) 市場外売却の場合、「最低価格」以上で行われる必要あり。 <p>【未上場株式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価機関の株価評価額に基づき、入札開始価格が決定される。

上記のルールのもと、①「元国営企業の株式」、②「上場株式、UPCOM 市場登録株式の市場内売却」、③「『最低価格』が当日の証券取引所の取引可能価格帯の範囲内に収まっている場合」の3つすべての条件を充足する場合を除いて、公開入札が行われることになります。

実際のところは、現行の法令下における評価方法はベトナム政府側に極めて有利なものになっていること、評価機関はベトナム政府によって選任されることもあり、ベトナム政府に有利な評価結果が出やすいことなどから、上記の「最低価格」が市場取引価格帯の範囲内に収まることは少なく、現行法下では、実際のところは、多くのケースで公開入札が行われることになると考えられます。

公開入札が行われる場合の具体的な手続は、ケースバイケースであり、(公開入札が行われるとしても、)実際には、水面下で、相対で交渉を進めることにより、事実上、情報開示を受けたり、契約書の条件交渉を行うことができる可能性はあります。もっとも、一般論としては、投資家がデュー・デリジェンスを十分に行うための時間や情報開示がなされないことや、株式譲渡契約書や株主間契約書等の条件交渉が十分にできないことが懸念されることです。

これらの点は、ベトナムの国営企業投資を目指す日本の投資家にとっては大きな障壁になることが想定されるので、立法又は運用による事態の改善が望まれるところです。

6. 契約上確保すべき権利について

株式の売主であるベトナム政府との間で、株式譲渡契約書や株主間契約書の交渉を行う場合に契約上確保すべきと考えられる権利としては、次のような内容が挙げられます。

< 投資家としての権利確保に関する条項 >

- 出資比率の維持(希釈化防止条項)
- 競業他社等への株式発行や株式譲渡にかかる制限(他の戦略的投資家参入の排除)
- 役員指名権
- 一定の重要事項への拒否権
- 経営上重要な会議体(実質審議がなされている会議体)への参加権

< 投資後の事業の協業に関する条項 >

- 一定の協業事業にかかる取り決め(協業事業実施時の独占的・優先交渉権等の確保)
- 人材やノウハウ等の提供の外延(範囲)と対価(有償・無償の区別)
- 政府株主=監督官庁からの特別な許認可などの確保

7. 終わりに

ベトナム政府が掲げる国営企業改革の一環として、国営企業や元国営企業の政府保有株式が売出されるケースは、今後もますます増加すると見込まれています。投資を実行するに当たっては、固有の法規制の理解のもと、政治的背景などの情報収集に万全を尽くしつつ、粘り強く関連当事者と交渉を重ねることが、投資を成功させる秘訣と思われるます。



ひろさわ たろう
廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 パートナー弁護士 ハノイ事務所代表
t.hirosawa@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011-2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件(M&A(国営企業への出資案件含む)や現地パートナーとの合弁会社設立、不動産投資等)や、進出後の事業展開に関する業務(契約法務、コンプライアンス、労務、紛争等)に関し、幅広くアドバイスを提供している。

Ⅲ. シンガポールの統合倒産法の成立

執筆者: 桜田 雄紀

シンガポールの倒産、リストラクチャリング及び清算法(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act、以下「統合倒産法」)が10月1日に可決され、10月31日に大統領の同意により成立しました。シンガポール法務省は、統合倒産法の目的として、①個人及び会社を対象とする別個の倒産法の統合、②倒産実務家を対象とする規制制度の設置、③倒産法制の更なる強化を挙げています。

統合倒産法に基づく改正は、シンガポール法務省、金融機関、弁護士などで構成される2つの委員会の報告書¹による提案を受けて行われたものであり、2015年の破産法改正、及び、2017年の会社法改正に続く、一連の倒産法制の改正の一環として行われるものです。

統合倒産法には、技術的な改正も多く含まれていますが、本稿では、倒産法の統合、及び、会社のリストラクチャリングに関連する主要な改正点に絞って解説します。

1. 倒産法制の統合

シンガポールの倒産法は、これまで個人の破産について規定する破産法と、会社のリストラクチャリング及び清算等に関する会社法の規定というように2つの法令に分かれて規定されていました。もともと、2つの法令に分けて規定することにより相互に参照している2つの法令相互に矛盾が生じたり、適用関係に不明確な場合があることなどから個人と法人の倒産法制を一つの倒産法に統合することにしたものです。

統合倒産法の施行に伴い、従前の破産法は、廃止され、会社法におけるリストラクチャリング、清算等に関する規定は修正又は削除されることになります。

2. 倒産解除条項に基づく権利行使の制限

商取引の取引契約においては、一方当事者の倒産時には、他方当事者による契約を解除を認める規定や、金融取引であれば債権者が債務者に対し繰上返済を求めることができる規定を定めるのが一般的です。そのような条項を「倒産解除条項」(ipso facto clause)といいますが、このような倒産解除条項を禁止する旨のシンガポール法上の規定はこれまでありませんでした²。

統合倒産法では、会社が倒産状態になったこと又は再生型の倒産関連手続が開始されたことのみを理由に、契約の相手方が、倒産に関連する手続の開始から終了までの間に、以下の行為を行うことはできないとされています(統合倒産法440条1項)。

- ① 会社との契約を解除もしくは変更し、又は契約に基づいて返済期限を繰り上げた支払の請求を行い、もしくは規定を失効させること
- ② 会社との契約上の権利義務を終了又は変更すること

また、上記の制限に反する契約上の規定には効力がないこととされています(同条3項)。

したがって、統合倒産法の施行後は、倒産に関連する手続の申立てを行った契約の相手方は、倒産関連手続が継続している

¹ 倒産法検討委員会(Insolvency Law Review Committee)の2013年10月の報告書及び2016年4月の国際債務整理センターとしてのシンガポール強化委員会(Committee to Strengthen Singapore as an International Centre for Debt Restructuring)による報告書。

² なお、日本においては、会社更生の申立ての原因となるべき事実が生じたことを所有権留付売買契約解除の事由とする旨の特約について無効とする最高裁判所の裁判例(最三小判昭57.3.30民集36巻3号484頁)及び、フルベイヤウト方式によるファイナンス・リース契約における民事再生手続の申立てを理由とする解除に関し、解除特約を無効とする最高裁判所の裁判例があります(最三小平20.12.16民集62巻10号2561頁)。また、米国の連邦倒産法においても、倒産解除条項の効力は否定されています(連邦倒産法365条(e)項(1)号)。

間、倒産解除条項に基づく契約解除や期限の利益の喪失条項に基づく請求を行うことができなくなることに留意する必要があります。

この点に関し、エドウィン・トン法務担当上級国務大臣は、統合倒産法の審議の際の国会の答弁において、倒産解除条項に基づく権利行使の制限規定が適用され得る場合として、近時の Hyflux のリストラクチャリング事案を例として挙げています。上級国務大臣は、Hyflux による裁判所に対するモラトリアムの申立て³に際し、債権者が同社との取引にデフォルトを宣言し、同社に対する貸付金に対する返済期間の繰り上げや相殺といった契約上の権利を行使したことにより、Hyflux のキャッシュフローが減少し、財政状況がさらに悪化したという点を指摘し、このような事例が将来再び起こった場合については、倒産解除条項に基づく権利行使が制限され得る旨を述べています。また、エドウィン・トン法務担当上級国務大臣は、「会社が倒産状態になったこと又は再生型の倒産関連手続が開始されたことのみを理由」とすることの意味について、建設プロジェクトにおける請負者の例を挙げ、請負者が更生管財手続の申立てを行った場合に、発注者が請負者によるかかる申立てを理由に解除することは認められないが、請負者が更生管財手続(Judicial Management)の申立てを行ったことに加えて、契約に基づく工期を遵守しない場合には、発注者であるデベロッパーは、倒産解除条項を用いて契約を解除することはできる、という趣旨の説明をしています。

なお倒産解除条項に基づく権利行使の制限は、「適格金融契約」や傭船契約などの一定の種類の契約に基づく権利行使には適用されません(統合倒産法 440 条 5 項)。適用除外される「適格金融契約」の範囲についてエドウィン・トン法務担当上級国務大臣は、国会において米国のポジションと同様に、買戻契約、スワップ契約、及び先物契約が含まれる見込みである旨を説明しています。もっとも、具体的に「適格金融契約」にいかなる契約が含まれるかについては、今後の統合倒産法の下位規則の公表・制定を待つ必要があります。

3. 裁判所外手続による更生管財手続(Judicial Management)の開始

更生管財手続は、会社が債務を支払えず、又は支払うことができない可能性がある場合に、会社又はその事業の全部又は一部の存続等を目的として、裁判所が任命する更生管財人(Judicial Manager)が、経営者に代わり一時的(裁判所が更生管財人の申請により延長を行う場合でない限り、180 日間)に資産の管理を行う会社法に基づく手続です。日本の会社更生手続に類似する再生型の倒産手続ということができます。

現行の会社法下では、更生管財手続は、裁判所の命令に基づく場合についてのみ手続を開始することができますが、統合倒産法が成立した場合には、債権者の数及び価値ベースで過半数が債権者集会に出席し、承認する場合には、裁判所への申請を行わずに更生管財手続を開始することができるようになります(統合倒産法 94 条)。シンガポールの法務省は、この裁判外の更生管財手続の開始手続の導入の意図について、関連する費用、形式及び遅延を削減し、また、手続の迅速化により、資源をより再生に注力することを可能とすることと説明しています。ただし、ひとたび更生管財手続が開始されると、裁判所の命令により開始される場合と同様の手続により、裁判所の監督のもと手続が実施される点に留意する必要があります。

4. 清算手続における簡易清算手続の導入

清算に必要な費用が支払えないことが見込まれる場合について、簡易な清算手続が導入されます(統合倒産法 209 条乃至 211 条)。かかる簡易な清算手続(early dissolution)の要件を充たす場合には、清算人は、債権者及び株主等の出資者に 30 日間の通知を行ったうえで、当該清算会社の登録を抹消することができます⁴。なお、かかる簡易な清算手続に異議がある利害関係人は、代替りの清算人の選任を裁判所に請求するか、又は裁判所にその他の救済を求めることができます。

³ 債務者又はその財産に対する法的手続の開始、及び債務会社の財産に対する担保権の実行等の債権回収行為の全部又は一部を停止することを意味します。

⁴ 清算人が Official Receiver でない場合は、さらに Official Receiver の承認も得る必要があります。

5. スキームオブアレンジメントにおけるクラムダウンの要件の明確化

スキームオブアレンジメント(以下「SOA」)は、債権者又は株主(又は、債権者もしくは株主の特定の組)の法定多数の承認と裁判所の認可を条件として、会社が提案する SOA 案に基づき、会社と、SOA 案の対象となる債権者又は株主との間の権利義務関係を変更することを可能とする制度です。SOA は、会社の債権者を対象として行う場合は、再建型の倒産手続として利用され、株主を対象とする場合は、M&A の手法としても利用されています。

SOA は、もともとは英国法に由来する制度ですが、シンガポールでは 2017 年の会社法の改正の際に、米国の連邦倒産法上のチャプター11 手続を参考にしたクラムダウン制度(Cram Down)を導入しています(会社法 211H 条(2))。米国の連邦倒産法上のクラムダウンは、少なくとも1つの権利変更の対象となる組(会社に対して有する権利の種類ごとに分類される組をいい、例えば、優先債権者、担保債権者、無担保債権者、劣後債権者、株主等の複数の種類の組が存在し得ます。)が、再建計画案を受諾した場合には、他の組が再建計画案を拒絶したとしても、一定の法定の要件を備えれば、裁判所が再建計画を認可しなければならないという制度です。シンガポールにおいても、再建計画としての SOA 案について、ある特定の債権者の組について法定多数の承認を得られなかったとしても、債権者全体として頭数の過半数かつ債権額の四分の三以上を有する債権者の議決権者集会への出席及び SOA 案への賛成が得られた場合には、反対する債権者の組に対して SOA 案が公正・公平であると認められることなどを条件に、SOA 案に反対する債権者に対し SOA の効果を及ぼすことが認められています(会社法 211H 条(3))。現行の会社法の規定では、クラムダウンの条件として、反対する債権者が無担保債権者の場合は、SOA 案が、①当該反対する債権者の債権の価値と同価値の資産を受領するか、或いは②当該反対する債権者の組に劣後する債権者又は株主がいかなる財産も受領し又は保持しないことが挙げられています。もっとも、上記②の要件については、無担保債権者を対象とするクラムダウンを行う場合には、株主は、株主としての権利(すなわち株式)を放棄しなければならないようにも読める規定になっているという問題点がありました。そこで、統合倒産法は、上記②の条件について、「会社の」という文言を追加することにより(すなわち、株主が「いかなる「会社の」財産も受領し又は保持しない」という文言に修正)、SOA を行う会社の株主が株式を喪失することは、無担保債権者を対象とするクラムダウンの要件ではなく、クラムダウンは株主の権利に影響を与えないことを明確化しました(統合倒産法 70 条(4)項(ii)(B))。

6. 倒産実務家に関する資格制度の導入

統合倒産法に基づき、更生管財人、清算人、破産管財人として活動する倒産実務家(insolvency practitioners)についての新たな資格制度が導入されることとなります。従前は、更正管財人、清算人、破産管財人として活動する者の資格や懲罰については、統一的に規律する法制度が存在していませんでした。統合倒産法では、更生管財人、清算人、破産管財人などの役割を担う者について倒産実務家という資格の取得・保持が必要であるとしたうえで、当該資格要件の付与・更新や、資格の取消しなどの懲罰の枠組みを規定しています。

7. 施行時期

統合倒産法の具体的な施行時期については、本稿執筆日時点では不明ですが、2018 年度中又は 2019 年の初頭となることが予想されています。なお、統合倒産法に基づく改正は、現行の破産法及び会社法に基づく継続中の手続には影響を与えないよう経過規定が設けられており(統合倒産法 525 条、526 条)、これらの継続中のケースについては、従前の会社法及び破産法の規定が適用されることとなります。

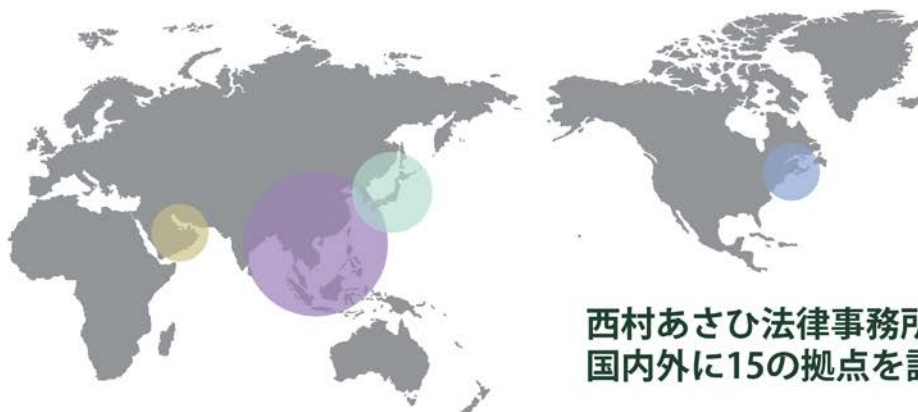


さくらだ ゆうき
桜田 雄紀

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

y_sakurada@jurists.co.jp

東南アジアの新興国への進出、ジョイントベンチャー、建設・インフラプロジェクト、紛争、コンプライアンス等の案件に従事。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 大石和也

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。